

(要領様式第1号)

長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例に基づく公表

長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（平成22年条例第66号。以下「条例」という。）に基づき次のとおり公表し、関係図書を縦覧に供します。

令和 7 年 8 月 29 日

長野市長 荻原健司

1 公表する内容及び縦覧する関係図書

根 拠 条 項	内 容 及 び 関 係 図 書	公表及び縦覧するもの（○を付す）
(1) 条例第50条第1項	事業計画概要書	
(2) 条例第54条第2項 (第54条第6項含む)	事業計画概要説明会終了報告書 (勧告に基づくものを含む)	
(3) 条例第56条第1項	事業計画書	
(4) 条例第59条第4項	見解書及び意見書（写）	
(5) 条例第64条第2項	最終見解書	○
(6) 条例第66条第2項	事業計画廃止届出書	

2 公表する事項

事 項		内 容(該当する項のみに記載する)
条 例 第 50 54 56 59 64 66 条	(1) 氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、 代表者の氏名及び主たる事務 所の所在地)	長野市中曽根2188番地 5 宮澤木材産業株式会社 代表取締役 宮澤 遥
	(2) 廃棄物の処理施設の設置 の場所	長野市中曽根2172番
	(3) 廃棄物の処理施設の種類	一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設（破砕施設）） 産業廃棄物中間処理施設（破砕施設）
	(4) 処理を行う廃棄物の種類	木くず（特別管理一般廃棄物、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）、刈草
	(5) 廃棄物の処理施設の処理 能力	148.736 t／日（稼働時間 8 時間）

	(6) 変更の概要(変更許可等の場合)	変更後	変更前
		木くずの破碎施設 148.736 t / 日	追加
条 例 第 56 59 64 条	(11)対象周辺地域の範囲	浅川中曽根区、浅川大池南区の範囲	
	(12)対象関係住民の範囲	周辺地域内の住民	
	(13)最終見解書の閲覧場所、 期間及び日時	縦覧場所：長野市中曽根2188番地 5 宮澤木材産業株式会社 縦覧期間：令和 7 年 8 月 30 日から 令和 7 年 9 月 29 日まで 縦覧時間：午前 8 時 00 分から午後 5 時 00 分まで	
関 係 図 書 の 縦 覧	縦覧に供する場所	長野市大字鶴賀緑町1613番地 長野市役所第二庁舎 3 階 環境部廃棄物対策課	
	縦覧期間	令和 7 年 8 月 30 日(土)から令和 7 年 9 月 29 日(月)まで	
	縦覧時間	開庁日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで	